

令和5年度障害福祉サービス費等の請求に係る調査について

(目的)

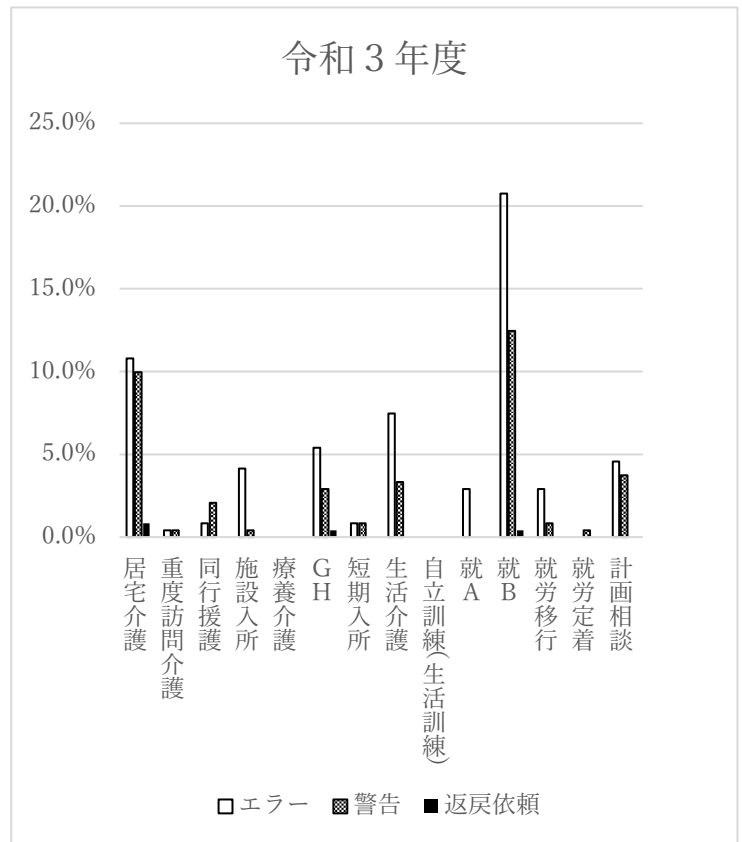
第6期貝塚市障害福祉計画の「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る構築」の取り組みの一環として、報酬請求に係る過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切な実施などにより、事業所等のサービス等の質を向上させることを目的とする。

(1) エラー及び警告の割合

- エラー：大阪府国保連合会の一次審査において、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないものと判断され、返戻となるもの
- 警告：大阪府国保連合会の一次審査では判断ができず、貝塚市での二次審査での判断になるもの
- 返戻依頼：事業所から返戻の依頼があったもの

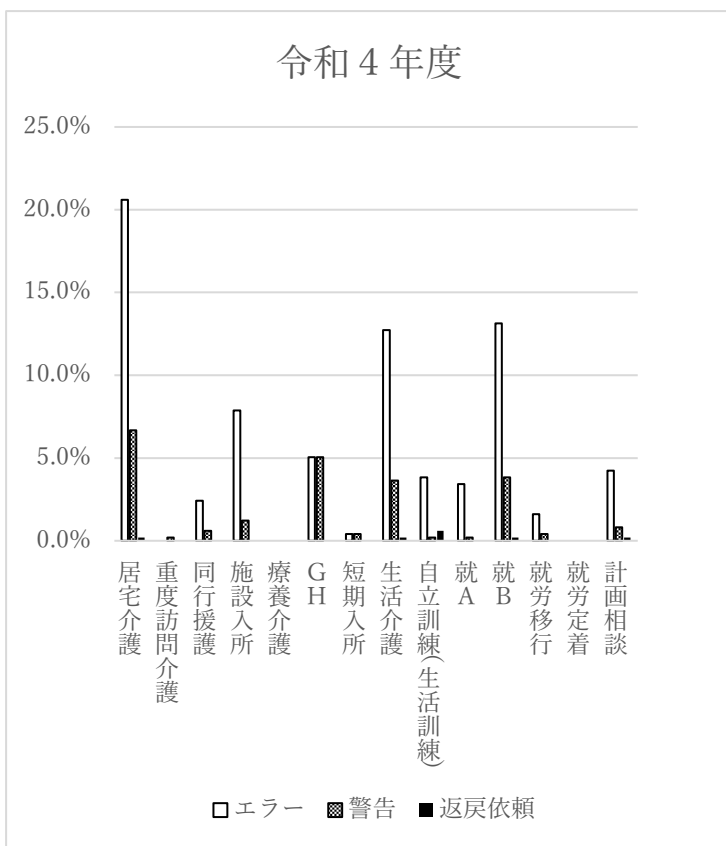
サービス毎のエラー及び警告の割合（比較）
 (令和3年4月～令和4年3月請求分)

	エラー	警告	返戻依頼	全体
居宅介護	10.8%	10.0%	0.8%	21.6%
重度訪問介護	0.4%	0.4%	0.0%	0.8%
同行援護	0.8%	2.1%	0.0%	2.9%
施設入所	4.1%	0.4%	0.0%	4.6%
療養介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
GH	5.4%	2.9%	0.4%	8.7%
短期入所	0.8%	0.8%	0.0%	1.7%
生活介護	7.5%	3.3%	0.0%	10.8%
自立訓練 (生活訓練)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就A	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%
就B	20.7%	12.4%	0.4%	33.6%
就労移行	2.9%	0.8%	0.0%	3.7%
就労定着	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%
計画相談	4.6%	3.7%	0.0%	8.3%
全体	61.0%	37.3%	1.7%	100.0%



(令和4年4月～令和5年3月請求分)

	エラー	警告	返戻依頼	全体
居宅介護	20.6%	6.7%	0.2%	27.5%
重度訪問介護	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%
同行援護	2.4%	0.6%	0.0%	3.0%
施設入所	7.9%	1.2%	0.0%	9.1%
療養介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
GH	5.1%	5.1%	0.0%	10.1%
短期入所	0.4%	0.4%	0.0%	0.8%
生活介護	12.7%	3.6%	0.2%	16.6%
自立訓練 (生活訓練)	3.8%	0.2%	0.6%	4.6%
就A	3.4%	0.2%	0.0%	3.6%
就B	13.1%	3.8%	0.2%	17.2%
就労移行	1.6%	0.4%	0.0%	2.0%
就労定着	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計画相談	4.2%	0.8%	0.2%	5.3%
全体	75.4%	23.2%	1.4%	100.0%



(2) よく見られるエラーメッセージ

- ① 受付：該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています
- ② 資格：該当の請求情報は既に支払確定済です
- ③ 支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません
- ④ 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

※上記①、②のエラーメッセージを合わせると、エラー全体の約 54%。

【エラー編】 エラー対応マニュアル（参考）

No	エラーコード	エラーメッセージ	主な原因	対処方法
①	EC01	受付：該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	<p>①同じ受付月に同一の請求情報が複数送信されているため。</p> <p>②同じ受付月に同一市町村請求情報（提供年月）が複数送信されているため。</p> <p>【例】</p> <p>① 1回目送信分の内容誤りに気づき、1回目の請求情報の取消しを行わず、再度請求情報を送信した場合。</p> <p>②同一市町村・同一サービス月の利用者の請求書を複数に分けて送信した場合。</p>	<p>例① 1回目送信分の請求のみ受付され、2回目以降に送信された請求分が返戻となっています。1回目の請求に誤りがある場合は、市町村へ過誤申立を行ってください。1回目と2回目の請求情報が同じ場合は特に対処の必要はありません。</p> <p>例②同一市町村同一サービスの場合は、請求情報を分けずに送信してください。</p> <p>【種別：請求書】の重複はサービス費等の支払には影響がないため、特に再請求の必要はありません。</p>
②	ED01	資格：該当の請求情報は既に支払確定済です	<p>過去に同一受給者（同サービス提供月）の請求が行われ、支払い済みとなっているため。</p> <p>【例】</p> <p>既に支払い済みの請求内容に誤りがわかり、市町村等に過誤申立せず、再度修正した請求情報を送信した場合。</p>	<p>過去に同一の請求を行っていないか確認してください。すでに支払済みとなった請求の再請求を行う場合は、市町村へ過誤申立を行ってから請求してください。</p> <p>※特に変更等ない場合は、支払いはされていますので処理の必要はありません。</p>

③	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	請求明細書と実績記録票は、基本的にセットで請求するため、「請求明細書が返戻となった場合」もしくは「請求明細書の請求がない場合」は実績記録票も返戻となるため。(一部、実績記録票が不要のサービスもあります)	返戻等一覧表より請求明細書が返戻となった、もしくは請求明細書の送信が漏れていないか確認してください。
④	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	サービス提供年月が受給者証の該当サービスの支給決定の決定支給期間(終了年月日)より後であるため。【例】令和4年9月サービス提供分として居宅介護(身体介護)の請求明細情報および契約情報を作成し請求しているが、受給者証の支給決定有効期間が令和4年8月31日で終了している。	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証に記載されている支給決定情報を確認してください。 ・サービス提供年月が受給者証の支給決定期間内である場合は、受給者証に記載されている市町村等にお問い合わせください。

※大阪府国民健康団体連合会 2023. 8 「障がい福祉サービス費等請求に係るエラーコード対応マニュアル」参照

(3) よく見られる警告メッセージ

- ①資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません
- ②資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません

【警告編】 エラー対応マニュアル（参考）

No	警告コード	エラーメッセージ	主な原因	対処方法
①	EG26	資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません	受給者証の利用者負担上限月額と請求明細書の利用者負担上限月額に相違がある。 【例】 受給者証は「37,200円」であるが、請求明細書では「9,300円」の利用者負担上限月額で設定した場合。	請求明細書の利用者負担上限月額の設定内容、または受給者証の利用者負担上限月額の登録内容を確認してください。
②	PB35	資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません	受給者証の区分と請求明細書のサービスコードの設定内容に相違がある。 【例】 受給者証は「区分3」であるが、請求明細書では「区分4」の請求サービスコードで算定した場合。	請求明細書のサービスコードの設定内容、または受給者証の障害支援区分の登録内容を確認してください。

※大阪府国民健康団体連合会 2023.8 「障がい福祉サービス費等請求に係るエラーコード対応マニュアル」参照

(4) 請求情報の修正等

当月の請求情報に誤りがあり、当月に修正する場合は、大阪府国保連合会独自システムである「Oh!Shien」を使用して、1回目の請求情報を削除し、大阪府国保連合会の電子請求受付システム等で修正分の請求情報を送信してください。当月以前の支払い済みの請求情報の修正につきましては、市町村へ過誤申立を行っていただく必要があります。

請求情報を削除する場合は、「Oh!Shien」を使用しない限り削除できませんので、導入の検討をお願いします。

大阪府国保連合会のホームページにあるエラーコード対応マニュアル

大阪府国民健康保険団体連合会

大阪府保険者協議会 保険者ログイン

一般の皆様 保険医療機関等の皆様 柔道整復施所の皆様 はり・きゅう、あん摩マッサージ施所の皆様 介護保険事業所等の皆様 **障がい福祉事業所等の皆様** 特定健康診査等実施機関の皆様

トップ > 障がい福祉事業所等の皆様 > 請求・支払関係 > 参考資料(サービスコード表等)

参考資料(サービスコード表等)

請求サービスコード表について

[令和4年10月施行版サービスコード表](#)

過去データ >

障がい福祉事業所等の皆様

- 問い合わせ先一覧 >
- 受付日・支払日カレンダー >
- 障がい福祉事業所等の皆様
- よくある質問 >

お知らせ



障がい福祉サービス費等請求に係るエラーコード等について

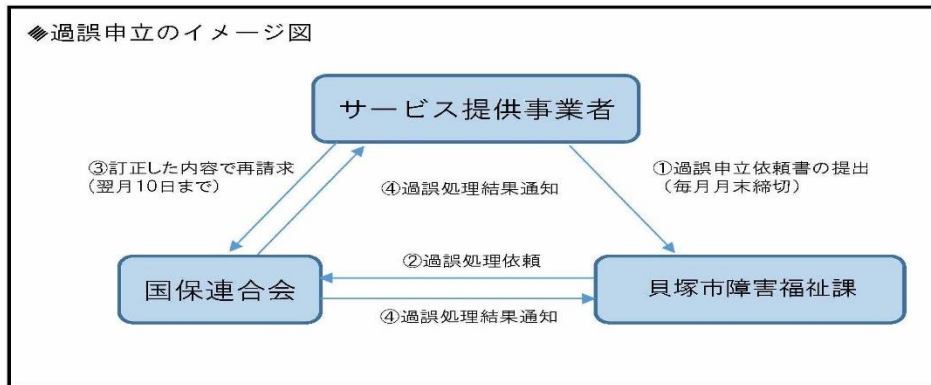
- [チェックエラー警告コード表 \(令和5年11月版\)](#)
- [障がい福祉サービス費等請求に係るエラーコード対応マニュアル \(令和5年8月版\)](#)
- [「警告」から「エラー\(返戻\)」へ移行するエラーコード一覧等 \(令和5年11月審査対応\)](#)
- [審査機能強化に係る新規エラーコード一覧 \(令和5年6月審査対応\)](#)

障がい福祉サービス費等請求に係るエラーコード対応マニュアル

大阪府国民健康保険団体連合会 2023.8

令和元年度障害福祉サービス等報酬改定について

(5) 過誤申立の手続き

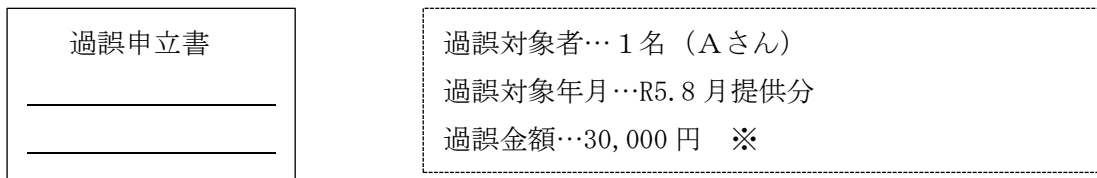


●過誤請求の例

<同月過誤>

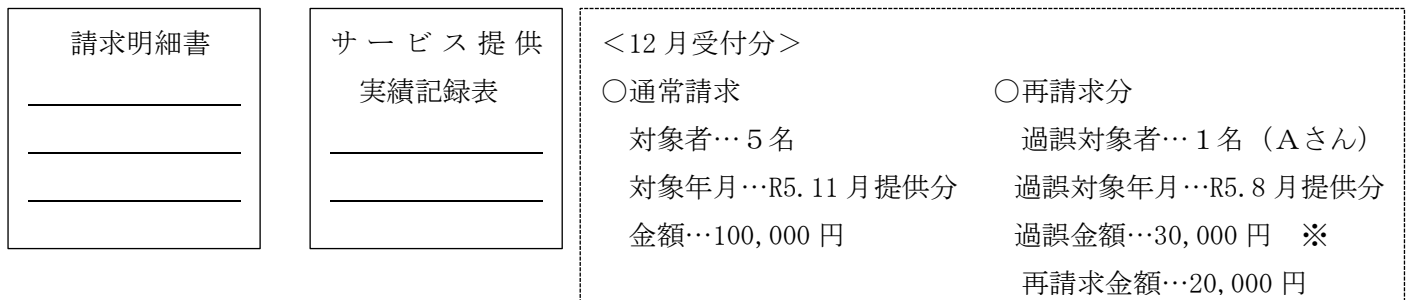
同月過誤とは、国保連合会で審査確定した実績の取下げと取下げた分の再請求（正しい金額）を同一月内に行うものです。

1. 令和5年11月末までに貝塚市障害福祉課へ過誤申立書を提出します。（事業者）



2. 令和5年12月初旬に国保連合会へ過誤申立データを送信します。（貝塚市障害福祉課）
3. 令和5年12月請求受付期間中に国保連合会へ請求。（事業者）

Aさんの令和5年8月分の再請求及び令和5年11月提供5人分の請求をします。



4. 令和5年12月受付分が国保連合会で過誤調整され、令和6年1月中旬に事業者へ支払われます。（国保連合会）

※「過誤決定通知書」については、提出月の翌々月に国保連合会より送付されます。

12月請求分	5件	+100,000円	
再請求分	1件	+20,000円	
過誤分	1件	-30,000円	
合計		90,000円	←この金額が振込まれます

<通常過誤>

通常過誤とは、国保連合会で審査確定した介護給付費・訓練等給付費等の取下げだけを行うものです。なお、再請求がある場合は、取下げが確定した後（通常過誤の翌日以降）に国保連合会へ再請求を行います。

1. 令和5年11月に貝塚市障害福祉課へ過誤申立書を提出します。（事業者）
2. 令和5年12月初旬に国保連合会へ過誤申立データを送信します。（貝塚市障害福祉課）
3. 令和5年12月請求受付分より過誤金額の全額が差し引かれ、事業者へ支払われます。
4. 令和6年1月請求受付分で再請求を行います。（事業者）
5. 令和6年2月中旬に事業者へ再請求分全額が支払われます。（国保連合会）